

# 福祉教育素材としての災害時私的救援

—伊勢湾台風の記録から—

後藤 康文\*, 野田 秀孝

Relief Personal at A Disaster as The Welfare Education Material

—Investigation into Isewan typhoon record—

Yasufumi GOTOU, Hidetaka NODA

E-mail: yasugoto8367@krd.biglobe.ne.jp, noda@edu.u-yoyama.ac.jp

## [摘要/Abstract]

本稿は、伊勢湾台風により発生した福祉問題に対し、取り組まれた私的救援活動の記録から、福祉教育の素材の存在を探ったものである。学生や女性団体の活動から福祉問題に対する気づきや学びが確認され、かつ、自主的な問題解決への取り組みが確認された。このことから、災害時における私的救援活動は福祉教育の素材として活用できる可能性が示唆された。

This report investigated existence of the material of the welfare education from the record of volunteers in the disaster on for the issue of welfare caused by Isewan typhoon. Discovery and learning for the issue of welfare were confirmed from the activity of a student and the woman group and the action to a voluntary solution to the problem was confirmed. From this, the possibility that the personal rescue operation at the time of the disaster could conjugate as material of the welfare education was suggested.

キーワード：伊勢湾台風，私的救援者，福祉教育，学習素材

keywords：Isewan typhoon, Volunteers in the disaster, Welfare education, Learning material

## I はじめに

今日、大規模な災害などに対して、社会生活を支える社会保障制度としての福祉制度は実際的な生活支援になりえるのかが疑問としてある。大規模な災害発生時には、一時的には福祉制度が機能不全に陥ることは避けがたい事実であると考えられる。その一時的な機能不全から復興に至る道筋に社会福祉分野からのアプローチは必要であると考えられる。その必要性をどのように人々に伝えていくかということに関して、福祉教育が重要であると考えられる。

災害支援は福祉教育の3つの分野<sup>(注2)</sup>，すなわち学校における児童生徒を対象とする福祉教育，地域における住民を対象とする福祉教育，社会福祉専門職の養成を目的とする社会福祉教育のいずれの領域においても取り上げられるものとなった。

このように福祉教育の素材として災害支援が扱わ

れるようになったことは、災害支援の中に福祉教育の目的やねらいと合致する要素が存在することを意味する。では、災害支援活動の何が福祉教育の素材として活用できるのか。言い換えれば、災害支援の中に福祉教育の要素を見いだすことが求められる。

高島（1965：27-34）は「災害問題ぬきにして社会事業の歴史は真に語りえぬほどの比重を持ってきたのである」と指摘していた。昨今の自然災害と被災地で展開されるさまざまな福祉関係者による支援活動をみれば、この指摘が的確であることは明らかであろう。

実際、福祉教育活動の歴史の中でも、大阪市民生局が中学校社会科の副読本として1949（昭和24）年に作成した『明るい市民生活へ—社会事業の話』において、浮浪者や生活に困っている人、ボランティアや運動など、社会事業を14項目に分類した中に「非常の災害が発生したときどんな措置がとられるであろうか」と題した項目があり、災害を社会事業の中で扱ってきた。災害に対する措置は「社会の幸

\*富山大学 非常勤講師

福をおし進める事業（社会事業）」に位置づけられていたわけである。

この副読本で災害が扱われたのは、例えば1944（昭和19）年12月に発生した東南海地震、1945（昭和20）年1月の三河地震、1946（昭和21）年12月には南海地震といった自然災害の連続発生を背景に、災害救助法（昭和22年10月18日法律第108号）が制定され、こうした経緯が災害発生時の措置を社会事業の一つとして取り上げ、かつ福祉教育の素材として扱ったものと推察される。

現代に目を移しても、学校教育において災害支援を題材とする福祉教育の実践例<sup>(注1)</sup>がみられるほか、社会福祉専門職教育では日本社会福祉士養成校協会が『災害時ソーシャルワークの理論化に関する研究報告書』（2012年）をまとめ、『災害ソーシャルワーク入門 被災地の実践知から学ぶ』（2013年）が出版された。さらに日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会は『提言 災害に対する社会福祉の役割—東日本大震災への対応を含めて—』（2013年）を発表している。

災害支援に対する社会福祉分野のアプローチは、社会福祉専門職だけのアプローチではなく、市民のボランティアも含んだ幅広い災害援助を構築するために、福祉教育的にどのような取り組みを普段から行うのかという課題でもある。本稿は社会福祉分野からのアプローチの必要性を特に福祉教育の視点から伊勢湾台風の例を元に考察する。

## Ⅱ 研究の目的

この命題を解くためには、少なくとも3つの視点から研究焦点を絞らなければならない。まずは福祉教育の要素を確認することである。これは、福祉教育研究の知見から探ることになる。

次の焦点としては研究対象とする災害支援の選択である。日本は有志以来、地震や台風など自然災害が多発する国である。内閣府の資料<sup>(注3)</sup>によれば、地震被害の記録が初めて登場するのは日本書記で、奈良県北部で599（推古7）年5月に発生した推古地震である。同資料による最初の津波被害記録は684（天武13）年11月に発生した白鳳地震によるものである。また風水害では1757（宝暦7）年5月の大雨で信濃川から出水したのものがある。日本史的には、六・七世紀の飛鳥時代、徳川幕藩制度にあって第9

代将軍徳川家重が治める江戸時代である。もちろん当時は、社会福祉という概念や福祉教育といった取り組みが存在していたわけではない。

注目すべきは災害史ではない。福祉教育は福祉問題を素材とすることから、扱うべき災害支援の中に福祉問題が存在しなければならない。

その点でいえば、東日本大震災（2011年）における災害支援活動を取りあげることが考えられるが、この震災では、本稿執筆中も東京電力福島第1原子力発電所の放射能漏れ事故で発生した避難者に対する支援などが継続され、今後の状況が変化することが予想される。また阪神淡路大震災（1995年）は発災後20年以上経過したが、NHKアンケート調査<sup>(注4)</sup>によれば、経済的苦境や健康問題などが今も続く問題として、また被災者の高齢化が新たな不安として指摘されている。いずれの災害も今なお流動的な状況である。

研究対象とするには発災から一定の時間を経過し、かつ当時の支援活動の中に福祉教育としての要素の存在を確かめることになる。これが二つ目の焦点である。

しかし、災害支援活動の中には警察・消防、自衛隊、市町村行政、被害規模によっては中央政府など、公的な支援活動が存在する。これらは法規定あるいは指揮命令によって支援活動が展開されるものであって、業務責任による支援活動である。災害支援活動の中に福祉教育の要素を探るのであれば、公的支援とは別の、いわば私的救援者の活動の中に探ることが望ましいだろう。

よって、三つ目の焦点は、私的救援活動に関する福祉領域からの記録や文献が残されていることが必要である。

こうした前提から本稿では伊勢湾台風における私的救援活動を取り上げることとした。伊勢湾台風は、室戸台風（1934）、枕崎台風（1945）とあわせて昭和の三大台風（犠牲者3,000人以上）の一つであり、阪神淡路大震災（1995年）が発生するまで、戦後の自然災害で死者・行方不明者5,098名、負傷者39,000名という最多のものであり、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）成立の契機になった日本の災害史でインパクトを有するものである。また、この災害に関しては、現代まで続く社会福祉関係誌『月刊福祉』の前誌『社会事業』で取り上げられているなど、レビューする文献がある程度そろっ

ていることも研究の有効性を高める要件となる。

よって、本稿の目的は、伊勢湾台風における私的救援活動には何らかの気づきや学びが存在し、それが社会福祉問題を契機とするものであれば福祉教育の素材として活用することが可能である、という仮説を検証することである。

### Ⅲ 研究方法

上述の目的から、本稿は歴史研究の側面を有するものとなる。そのため研究方法としては文献レビューが必須となるが、伊勢湾台風における私的救援者の数は名古屋市だけで28万人を数え<sup>(注5)</sup>、そのすべてが記録されているわけではない。そこで本稿では、レビュー対象とする文献を社会福祉学術誌に限らず、伊勢湾台風における私的救援者を扱った紙誌をできるだけ広く設定することとした。その中から私的救援者のオリジナルの声あるいはそれに近い発言を収集することとした。

具体的には文献の中に私的救援者の発言が「」（かぎカッコ）で記されている、あるいはそれに近い表現と思われるもの、私的救援者自身による手記といったものの中から、福祉教育実践の構成要件と照合する、という方法をとることとした。

これらのことから本稿の構成は、まず伊勢湾台風における私的救援者の学びや気づきを抽出し、福祉教育の要件を確認し照合する、といった順で筆を進めることとする。

ただし、手記などの中には不適切な表現も一部認められるが、本稿では原文のまま引用する。

## Ⅳ 伊勢湾台風における私的救援者の学びや気づき

### 1. 伊勢湾台風によって発生した福祉問題

ここでは福祉教育の素材となる福祉問題の存在を確認するため、伊勢湾台風によってどのような福祉問題が発生したか、を確認しておく。

当時、伊勢湾台風が与えた打撃、その結果として予想される社会福祉的諸問題に対し、住民福祉の側面から総合的に調査研究を行うため、災害問題研究委員会（研究代表者：浅賀ふさ）が組織された<sup>(注6)</sup>。

伊勢湾台風による被災地域、とりわけ被害の大きかった名古屋市南部5区では保護率が全市に比べ

て高く、その地域はもともと「大企業の労働者はもとより、中小零細企業労働者、臨時工、社外工、零細自営業、日雇といった、いわゆる『低所得階層』の居住地域」<sup>(注7)</sup>。（高島1959：11-20）であった。

このことから伊勢湾台風の被災地では収入格差の問題や、それが一定の地域に集約されているといった構造的問題の存在が明らかにされている。

保育領域では被災保育所の復旧が遅れ、子どもたちが「被災以来、避難所に入ったり、あるいは親類の家にあずけられたりしたために、周囲の気兼ねから子供を甘やかしたり、わがままにしまった。これには台風でひどい目に合ったからという親の気持ちと同時に復旧作業で忙しくてとても子供のことなど考えておれないという親の側の統一されない養育態度も影響」（久世，土方1960：43-49）するといった問題が報告されている。また母親が生活再建のため働きに出かけ、留守にしている最中、南区弥次衛町の仮設住宅内で3歳の子供が焚き火により焼死する事件が起こっている<sup>(注8)</sup>。子どもの焼死は台風が招いたものではない。しかし、生活再建のため3歳児を残し留守にした母親の養育責任を、例えば現代であってもネグレクトと断ずることに疑問がのこる。

さらに、浸水により「下水未処理の大小便や肥つぽにあふれた汚物は人や犬の死体をうかべて街を悪臭でとどし、数日にして汚水はくさりはじめ、メタンガスが発生、伝染病が非常な勢いでふえはじめた」という住環境の悪化がみられ、台風被害による道路や鉄道の寸断は物流を妨げ「物価がうなぎのぼりにのぼり、野菜の入荷は5分の1に急減して1コ10円のキャベツが80円にもなる」（浦辺1959：2-10）という衛生問題、消費生活問題まで発生している。

台風による打撃は、文化的、教育的な活動に機能不全をおこし、教育活動の拠点である小学校などが被災したことで、長期にわたり復旧できない、避難所機能から開放されない状況がおこった<sup>(注9)</sup>。

被災地というエリアでこうした問題発生が確認される一方、個人の生活再建に目を向けると「水があるうちは仲よく平等なの。ところが、いったん水がひくと、金のある家とない家の復旧ぶりが目につく。大きい会社や労働組合のような組織をもっている人はいい。なかにはもう文化生活を味わっている人がいるというのに、貧乏人や組織をもたない人はいつになったら不安なく生活できる日がくるんでしょう」

といった記事（朝日新聞1959. 11. 26夕刊）から、生活再建の進度の違いが、現代風に言えば格差問題として表出していることが確認できる。

## 2. 学生の私的救援活動にみる気づき・学び

伊勢湾台風の襲来による直接的な被害様相をはじめ、被災地の産業・就労構造、被災児童の問題、教育機関の機能低下・不全、再建進度の違いによる住民間コンフリクトといった問題が勃発する中で、さまざまな私的救援活動が展開されていた。救援活動に関わった学生たちの記録をたどっていく。

救援活動に取り組んだ高校生は、「なぜ、同年の友が低賃金で重労働を続けているのに、私は学校へ出て来ているのか。何のためになぜ勉強しているのか。我々の生活すべき真の社会は、私がいかなる人間に成長することを望んでいるのか」（小川1960：107）。この記録からは被災により働かざるを得ない友と自己との状況を比較し、学習の意義や自身のあるべき成長の姿を社会との関わりの中で自問する高校生の姿が浮かび上がる。彼は「本当の救援と言うものは、単なる一時の偽善心や犠牲的英雄心だけで出来るものではない事が痛感される」（小川1960：108）という自身の支援活動を自己批判的に振り返っている。この高校生は災害支援活動を通じて、他者理解・自己理解、社会的存在としての自己、成長の意味といった、本質探究の入口に立ったと解釈することができよう。

ある高校では災害後に「『助けあい』ということに関連してあなたの気持にもっとも近い項目」を選択回答する調査を行った。全学年の回答（956人）は「困ったときはお互いさま」（277人、29%）、「親しい、縁者のありがたさ」（271人、28%）、「とおくの親せきより近くの他人」（163人、17%）と続く。この結果から高校生は「私たちはただ平板に人間の善意を期待するのではなく、ああいう困難なときに、どうすることが人間としてあるべき姿なのかを、つよい意志をもって考えてみたい」（小川1960：112-113）と手記を寄せている。善意のあり方、災害時での行為、ひいては人間としてのあり方に思いをはせる姿である。

学生救援者には多くの大学生が含まれる。保育を学ぶ学生が「自分の学んだ技術が生かせるのだから」と臨時保育所の仕事をすすんで始めることや、ある学生は「何日もひき続いて炊き出しに行く必要は

なかったのではないかしら。私たち独自の託児活動にもっと早く気がついてよかったのに」と述べている。そして「こうした保育所を一日も早く公けのものとして、市当局の手で組織的に全市の被災者避難収容所につくってくれるように」といった願い、あるいは「よいことはどしどしやって、それを市のルートにのせたい」という制度化への意志が語られている（宍戸1959：21-31）。

彼女たちは、被災児童の置かれた状況と、保育という専攻領域を活かせる可能性に気づき、それまで行っていた炊き出しという救援活動と、自分たちの災害支援活動のあり方を対比し自省している。

文献を読み進めると、彼女たちの気づきが葛藤や揺らぎの中から導き出されたことがわかる。「活動の中から感じたことですが、児童福祉学科の人は託児活動がそのまま専門の勉強に直接つながるけれど、英文科の場合だと語学の勉強ができなくなる。何かの勉強になると思ってもあせっちゃってね」と救援活動と専攻分野との乖離に焦燥感を抱く。対して保育を学ぶ学生は「それは児童福祉学科だって同じでしょう。理論と実践が現実には結びつかないんです」と被災児童に対して保育理論が通用しないと述べる。これは学生の保育実践力が習得途上であったことだけではない。被災児童に対する保育実践は困難を極めるものであり<sup>(注10)</sup>、災害時という特殊な状況であったことが大きいと思われる。英文科の学生は「今度のいろいろな体験が下地になって、いずれ一つの作品を読む時、以前より深く人間に対して理解することができると思うわ。自分の能力と体力でできるだけしっかりやっていけばいいのだから」（小川1960：103）と救援活動が人間理解を深めるチャンスであることとらえ、専攻分野との関わりが見出しにくい支援活動であっても、決して無意味ではないことに気付く。

被災児童の臨時託児所活動に関わった学生は「10月12日。早いもので私たちがここへ来てから1週間になる。この間に自分でもおどろく程、子どもたちと親しくなれた。子どもとはこんなものなのだろうか。それとも親が忙しくてかまってくれないため、愛情にうえていたためなのだろうか。小学校2年の女の子が『モウジキ先生トモオワカレダケド、マタ台風ニナッタラ会エルネ』と言った時、何とも言えない気持ちになり、私たちがいなくなったらこの託児所はどうなるのだろうか心配になった」（小川

1960：156)と託児所の日記につづる。

被災児童と親しくなれたのは、背景に親の養育不足という環境要因があるとの推測、学生と女兒が災害ゆえに出会えた皮肉さ、いずれ託児活動から退かねばならない、その後の子どもたちの行く末を案じる姿がみてとれる。

「子どもたちを本当に幸せにするのには、われわれは何をしなければならないのだろう。私は思う。家と、衣料の他に、親たちの職業を、そして子どもたちのために設備の整った恒久的な保育所を設立するために、この子どもたちに代わってそれを実行し得る唯一の所、市や県や国にその実現を求めること、そして、再びこのような災害が起こらないために明確な方針の下に、しっかりした水防対策を立てることを求めることが、現在のわれわれに出来る救援活動ではないか」(宍戸1959：前掲書)と保育を学ぶ学生は述べている。

水防という防災領域の対策だけでなく、また被災児童だけに焦点をあてるのではなく、住居、衣類、養育者の職と生計、社会資源としての保育所の必要性、その設置責任を有する行政に対する働きかけなど、被災児童に対する救援活動から、生活安定の重要性や社会的対策の必要性を学び、その取り組みを「われわれに出来る活動」と位置付けている。

伊勢湾台風では被災者に対する医療活動に協力した医学部学生もいる。「薬がない。薬のあるところでも器具がない。大学へ。市へ。県へ。貸せないという。『あなたたちの若い情熱はジーンと胸にくるのですが。』冗談じゃない。それをわれわれに渡せば、オレたちの胸もジーンとくる。そうすれば被災者の胸もジーンとくるにちがいない。それではじめていいのだ。一人の胸だけで足るものか」(小川1960：104-105)と憤る。私的救援活動は一個人の達成感や満足感にとどまるものではない。不足している医療物資が必要なところに届いてこそ問題は解決する。救援物資の流れの中で、被災者も、学生救援者も、医療物資を有する機関も「ジーンとくる」。被災者支援という共通目的を前提とし、そのために立場を超えた連携を訴えているのである。

被災地では多様な物資が必要とされ、それは避難所に居られない被災者も同様である。救援物資を宅配する学生の訪問活動に対し、行政職員は「一家一家まわると、サービスに気を良くして避難するのが遅れて困るから」と学生のアウトリーチを暗に批判

する。被災者が避難所に集まっていたほうが、確かに被災者把握や救援活動はスムーズにできるだろう。しかし学生は「無茶をいうな。避難できたらだれでもするさ。後の家財をだれが守る。人のいない家では、カワラまではぎとられるのだ。わずかに残ったものを死守する人々の心情がわからないのか」(小川1960：105)と反発する。当時、混乱に乗じた盗難が多発していた<sup>(注11)</sup>。ここでも被災者のおかれた状況理解、そして被災者への共感を基底におく学生の姿勢がみてとれる。

被災者への物資配給に関り、後に学生セトルメント(ヤジエセトルメント)<sup>(注12)</sup>の委員長となった学生は「既成の官僚機構の末端としての町内会のあり方」について問題を指摘する。町内会が官僚機構の下部組織であるがゆえ「被災者の自主的活動は阻害され、被災者の不満はそらされ、要求は充分くまれないままに、市区の一方的救援活動が進められた」とする。学生たちは「市の配給体制の欠陥を補い、刺激することを第一目的」とし、「物資配給の途中、被災者の声を聞き、翌日の活動と物資の分析を行い、それを手配するという形」をつくって、「被災者のもっとも必要とするもの」を探りながら救援活動を行っていた。

救援活動において町内会が、行政の一方通行的な末端組織と化したことで、本来、被災者の集合体であり代弁組織であってもよい町内会が、被災者の意志を軽んじ、ストレングスを発揮させていないと学生は主張するのである。それは住民自身による生活再建に向けた組織化活動をはばむ体制への憤りといえよう。

「土嚢作り、食料運搬、死体処理、事務などに学生の動員は集中された」が、「このままお役所仕事の下請けを続ければ、学生の救援活動に対する情熱は急速に醒めてゆき、失意のなかに、救援活動は打ち切られるのではないかと述べ、学生の主体性が発揮されない救援活動に閉塞感が生まれ、救援活動そのものが終焉することに危惧を抱く。学生は「救援活動を進展させるにはやはりこの官僚機構そのものを積極的に動かし、その手落ちを補っていくほかない」とし、体制変革の方向性を打ち出す。

10月12日、大学による救援活動の打ち切りが決定される中、学生セトルメントが立ち上がる。その背景を高島(1997：88-91)は「既成の官僚機構と現体制の矛盾のなかで、被災者の真の立ち上がりに

は、自主的、組織的な立ちなおしがなく、それも又、被災者のみの力だけでなく、それを一応推進するためにも組織的な応援、働きかけが必要であり、同時に、災害で露呈した諸矛盾は徹底的に追及されなければならなかった。」と記している。被災者の自主的な立ち直り、被災者の組織化による地域の立ち直りを復興ととらえ、その過程で被災者の声に耳を傾け、取り巻く状況の矛盾を指摘し、その解決のため組織的に取り組む実践体として、学生セトルメントが誕生したわけである。

### 3. 女性団体の私的救援活動にみる気づき・学び

伊勢湾台風では、上述の学生セトルメントが被災児童のため名古屋市南区弥次衛町の仮設住宅内に臨時保育所を設立している。「厚生省の認可などないモグリ」の保育所である。「目だたないこのじみな活動の土台石のために一カ月百円の後援会員がたくさん必要なのです。スラム化防止と子供たちを守るために心ある友の後援会入会を切にお願いしたいのです」<sup>(注13)</sup>と述べるのは、臨時保育所のクリスマス会に招待された当時34歳の女性であり、この発言は彼女が所属する女性団体の会報に載せたものである。

彼女は臨時保育所に対する資金援助を後援会への入会を呼びかけるという形で訴えている。被災児童や被災地の窮状にあたり、所属する団体メンバーに対して資金協力を促す行為は、問題を社会化するものであると同時に、解決に向けた実践といえる。後に団体の会合（1月27日）で臨時保育所の資金集めのため、この女性団体は後援会設立の発起団体となること、一口1万円の資金を救援金の中から提供することが承認される<sup>(注14)</sup>。

この女性団体は災害直後からこのような取り組みをしていたわけではない。団体の救援活動は、被害を受けた団体メンバーを比較的被害の少なかった地区のメンバーが救援するという、相互支援から始まっている。

したがって「どこかに災害のあった話を聞けば、『ああ自分はそんな目にあわずにすんでよかった。ありがたかった』と胸をなでおろし、カンパなどにも応じて、それでおしまいであったのだ」とする意識が常態であった。現代においてもこのようなとらえ方はむしろ多数を占めるだろう。

しかしカンパして「おしまいであった」彼女は他

のメンバーに誘われ、被災メンバーの安否確認に関わることで「はからずもそこに住んだばかりに、たとえようもないひどい目にあった人々と、たまたま他の地区に住んで災難を免れた自分らとその運命はまさに紙ひと重ではなかったか」との疑問を抱き、「災害にあった人々だけの苦しみであってはならないのだった」と救援活動に取り組むようになる。

彼女自身は被災していない。被災メンバーの安否確認に関わることで、当事者に寄り添う存在であろうとした。非当事者からの脱却を意識したと解釈できる。彼女の活動は団体メンバー以外の被災者をも包含していく。

「日中の活動」はもとより「近づく冬の夜の寒さが、被災した方々をいじめないよう」に日々「夜遅くまで十センチ毛布というものを毛糸編みして過ごした」。彼女の「家族も進んで手伝った」。そうした中で、ある意識が彼女の「体内に育っていった」。「世の中に不孝な人々がいる限り、自分自身の幸福なんてありはしない」という思いである。この意識は「伊勢湾台風が私に教えたもの」と彼女は述懐する<sup>(注15)</sup>。

女性団体の別のメンバーは、この保育所を1960年4月に訪ね「ここに住んでいる人びとは生きることに精いっぱいなので、子どもたちがせっかく良いものを身につけても受け入れられないことが多い。（中略）三人で交代しながら自炊をし、夜の学習指導に泊りこんでいる学生さんたちは本当に大変です。私たちはこのまま見ているだけしかできないでしょうか」<sup>(注16)</sup>と会報に載せている。被災児童の置かれた状況、それに対する学生セツラーの取り組みを目にして、もはや傍観者であり得ない憤りを感じているのである。

こうして女性団体と避難所におかれた臨時保育所との交流が深まっていく。そんな中、伊勢湾台風の復旧作業に追われる母親に背負われていた乳児が、胸を圧迫され疲労と栄養失調で死亡するという事件が新聞に載る。

「ちょうど私にも幼児があったから、かわいそうにというよりはむしろ、もし、うちの子がそんな目にあったら、と身につまされた」としながら、その思いは世相にまで広がる。「これは災害という非常事態の中だからだけの問題なのだろうか。日常生活の中でも、ほんのささいなおとなたちの都合によって、子どもの生活はどんなにも左右される。ときに

は生命もおびやかされるほどに。こういったことは母親が育児に専念している場合にも、そして子どもを育てたことのあるだれの身にも覚えのあることではないだろうか」と述べる。手記は続く。「『児童は社会の一員として重んぜられる』と児童憲章にある。しかし子どもを持ってまず感じたことは『児童は社会から締め出されている』ということだった」<sup>(注17)</sup>。災害時において児童の権利が侵害され、それが社会の常態的な構造に起因することを指摘しているのだ。

新聞は、台風孤児57名が養護施設や親類縁者に引き取られ「精神的にはとにかく、物質的には割合恵まれているため養育上の問題は一応片づいたとみていい」とコメントを載せる。これに対し「もし、私がかれかを引きとらねばならなかったら、いくら経済的余裕があったとしても、どんな同情を惜しまなくても、短時間ならともかく、人の生命を預かることは決して一日や二日ではきめられない」。孤児の引き取りという状況を自分に置き換えることで自己を客観視する。「もし私の子供が孤児になったら『あなたは親戚に面倒をみてもらっているのだから、それだけでもありがたく思いなさい。それくらいの幸せでがまんするのよ』とは決しておもわない。一人前、それ以上の幸せを望む」。被災孤児であっても、一人の成長過程にある人間として、自らの幸福を追求することは当然の権利である。それがもし仮に「ただ同情と身内であるということのみで片づけられることがあるとしたら私たちは安心して見てはいけけないのではないのでしょうか」<sup>(注18)</sup>と会報に寄せている。孤児問題が「同情と身内」で終わってしまう危惧を指摘し、「安心して見てはいけけない」としているのである。

救援活動の取り組みは多くの矛盾を目にすることになり、それは「被災者と会員の連がりの中で私は今度程人間への愛憎を覚えたことはない」と内面の葛藤につながっていく。しかし「被災者同志大きなバックもなくその日暮らしらしい人々が、肩をよせあい肌をこすりあっているような生命の塊」と比喻する彼女は「あの荒涼たる土地の上で又なまなましく生活している人間の貪欲さを私は妙に可愛い気がしてならない」<sup>(注19)</sup>とするのである。

## V 福祉教育の要件と私的救援者の学び

このような私的救援者たちの気づきや学びを福祉

教育実践の構成要件と照らしてみよう。福祉教育実践を構成する要件として、大橋(1987:79-80)は、①自らが自主的精神に満ちて、心身ともに健康で生きる力、②他者および社会への関心と理解を深め、自己の生活、存在を客観化する力、③お互いの違いを認め合ったうえで、なおかつ共同して活動できる力、④社会で、あるいは地域で、身近なところで貧困にあえぎ、幸福追求が疎外されている人々がいるかどうか、生活上解決すべき課題があるかどうかを発見する力、⑤その発見した問題が、他の問題とどのようにかかわっているのか、発見した問題を社会化、普遍化する力、⑥問題を解決するためには、どのような方法、制度があるのかを学び、その解決方策を見つけ出す力、⑦その解決方法を実践化できる力、をあげている。

これら要素を簡略して①自主性、②共感性・客観性、③共同活動、④課題発見、⑤社会化・普遍化、⑥解決方法の発見、⑦解決活動と表現し、私的救援者の気づきや学びと突合してみる。

まず私的救援者たちが①自主性に基づいて活動していることに異論はないだろう。学生が自らの専攻を活かして救援活動に関わろうとするのは、自分らしい取り組みを望んでいることにほかならない。また役所の下請け仕事が私的救援者の情熱を醒めさせるものであったことは逆説的に自主的精神を示すものといえる。

しかし、自分らしく関わることは、ともすれば一人よがりな取り組みになる恐れもある。ここでみる私的救援者たちは、盗難から「わずかに残ったものを死守する人々の心情」を受容し、被災児童の住居や養育者の生計など、置かれた状況を理解している。これは②共感性であり、また女性団体メンバーは新聞記事と自己を対置することや被災メンバーの安否確認をきっかけにそれまでの自分が無関心であったことに気付いている。②客観性と解することができよう。

公的機関が行う救援活動と自分たちが描く望ましい救援活動のあり方とに相違を見出し、セツルメントを立ち上げた学生は、活動の一環として臨時保育所を設立した。その運営資金を募る呼び掛けを学生や女性団体が取り組んでいる。個人としてではなく、私的救援者の力を結集した組織的な資金協力体制の構築であり③共同活動である。また学生セツルメントにより設立された臨時保育所を女性団体が後援会

を組織して支えていこうとする取り組みは団体間の共同活動と解釈することもできる。

「災害という非常事態」だから背負われた子が亡くなっていいはずもなく、孤児問題がともすれば「同情や身内」によって表面的に解決したかのように映ることは、社会構造に所以する問題であることを女性団体の私的活動者は指摘する。町内会が「官僚機構の下部組織」に位置付けられることで発生する弊害も同様の指摘であろう。社会構造や公的災害救援のあり方に問題要因を見出したのである（④課題発見）。さらに救援物資の宅配にあわせて行う聞き取り活動は、より積極的に課題を顕在化する行為である。

被災児童の保育や養育が欠乏している状況に対する気付き、「モグリ」の臨時保育所を公的なものにしようとしたり、私的救援者の先駆的な取り組みを「市のルート」にのせようとする行為からは課題を⑤社会化・普遍化する取り組みであり、こうした問題に対し、「市の配給体制の欠陥を補う」という補完的な役割発揮、避難所ごとに保育所の設置を行政に働きかける行為、あるいは私的救援者による託児・保育活動、臨時保育所の設立など、解決方策を見出し（⑥解決方法の発見）、あるいは自らが問題解決の実践者として取り組んでいる（⑦解決活動）。

このように、私的救援者たちは自主的な取り組みの中で、他者である被災者への関心を高め、対置して自己を客観化する姿勢をあらわしたり、被災による貧困や生活課題を発見し、その社会化に向けた意志を示す。また解決のために制度化を試みるだけでなく、保育学生のように専攻分野の学びを解決に向け実践化する行為が認められる。

伊勢湾台風における私的救援活動の取り組みは、災害という状況の中に表出した社会福祉問題、あるいは問題を顕在化することから、その救援活動を通して学び、解決に向けた実践行為が集積している出来事といえよう。

## VI おわりに

以上のように、伊勢湾台風の災害下において、私的救援者の取り組みに、福祉教育実践と呼んで差し支えない、あるいはそれに近い気づきや学びの存在が確認できたと考える。

このことから本稿の目的、すなわち災害下で発生

する福祉問題に対する私的救援活動は、福祉教育の素材として活用可能性を有するといえるだろう。

伊勢湾台風における私的救援者たち、現代でいえば災害ボランティアの支援行為の中に、福祉教育の構成要件が含まれているのである。

しかし、伊勢湾台風の発生年前後には、「もはや戦後は終わった」とする『厚生白書』（1956）の発行、人間裁判ともよばれる朝日訴訟（1957）、死者まで出す戦後最大の労働争議へと発展した三井三池争議（1959-1960）、日米安全保障条約に反対した東大女学生が機動隊とのもみ合いで死亡した事件（1960）といった、人権運動、労働運動、平和運動が勤労者、学生を中心として活発に行われていた。そうした時代的思想というものが伊勢湾台風における私的救援者たちの気づきや学びに影響しているとも考えられる。災害ボランティアの支援行為を福祉教育素材として、より効果的に活用するには、時代性の検討を重ね、その有効性をさらに明確にしていくなが必要であろう。

その一方、ボランティア元年という呼称を生んだ阪神淡路大震災（1995）や能登半島地震（2007）など、度重なる災害でボランティアたちが支援活動に取り組んだ事実もあり、その中に社会福祉問題が潜在・顕在問わず存在したことも確認されている。

福祉教育は「憲法第13条、第25条等に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義をつくりあげるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びをとおして社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめる、自らの人間形成をはかりつつ、社会福祉サービスを受給している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえたて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動である」（大橋1984：11）と定義される。

学習素材として「歴史的、社会的存在である社会福祉問題」をとりあげ、その学習方法として自己の日常生活との切り結びをすべく体験学習を重視し、具体的にはノーマライゼーションの原理を具現化できる力、社会福祉問題を解決できる実践力、これらをふまえた主体形成を学習目的とするものである（原田1996：41）。

本稿でとりあげた私的救援者の気づきや学びは、



いわば体験学習的に顕在化されたものであり、そのまま福祉教育の素材として活用することは難しい。災害支援活動を素材活用するには、そもそも「教育目的」「教育対象」「教育方法」と関連して検討されなければならない。

大規模な災害は、突然発生する。その時の混乱は想像を絶するものであり、その後の社会生活を取り戻すための復興も幾多の困難がある。復興には時間軸的な問題があり、その時間軸によって社会福祉的なアプローチも変わってくる。また、現地でどのように対応できるのかも、現地ごとに異なるものである。

体験学習的に顕在化したものを、福祉教育的に分析・分類し、時間軸や現地の特徴で更に分析し検討をする必要があると考えられる。

本稿の執筆中、平成28年熊本地震が発生した。筆者の知人・友人たちが現地の災害ボランティアセンターの運営を通じ、あるいは別の友人たちは被災した福祉施設での支援活動を通じ、被災者の生活再建、福祉サービス利用者への支援、被災地の復旧・復興に向けた支援活動を展開している。

震災で亡くなった方々に哀悼を表するとともに、被災者の人生再建、被災地の復興を願うものである。

## 文献／References

- 高島進 (1959)「被災低所得層からみた災害救助法」『社会事業』42 (12), 全国社会福祉協議会, 11-20
- 久世妙子, 土方康夫 (1960)「伊勢湾台風による被災保育所をめぐる問題」『社会事業』43 (5), 全国社会福祉協議会, 43-49
- 浦辺史 (1959)「伊勢湾台風と社会福祉」『社会事業』42 (12), 全国社会福祉協議会, 2-10
- 小川太郎 (1960)『災害と教育』新評社, 107
- 小川太郎 (1960) 前掲書, 103
- 小川太郎 (1960) 前掲書, 104-105
- 小川太郎 (1960) 前掲書, 105
- 小川太郎 (1960) 前掲書, 108
- 小川太郎 (1960) 前掲書, 112-113
- 小川太郎 (1960) 前掲書, 156
- 穴戸健夫 (1959)「子ども達は守られたか - 伊勢湾台風と名古屋市における臨時保育活動 -」『社会事業』42 (12), 全国社会福祉協議会, 21-31

高島進 (1997)「伊勢湾台風災害と社会福祉」『社会事業史研究』25, 日本福祉大学社会事業史研究会, 88-91

大橋謙策 (1987)「福祉教育の構造と歴史的展開」一番ヶ瀬康子, 小川利夫, 木谷宣弘ほか編『福祉教育の理論と展開』光生館, 79-80

山田順一 (1959)「災害と市民組織」『研究紀要』3, 日本福祉大学, 131-135

大橋謙策 (1984)「福祉教育の理念」『福祉教育ハンドブック』全国社会福祉協議会, 11

原田正樹 (1996)「『福祉教育』研究の動向と課題に関する考察」日本福祉教育・ボランティア学習学会『福祉教育・ボランティア学習の歴史と理念』東洋堂企画出版, 41

## [注／Annotation] (論文の末尾に一括記載)

注1)「特集 福祉教育実践の広がり - 学校教育による福祉教育の展開 - 学校・地域・NPO が連携しての防災福祉マップづくり - 西宮市立山口小学校」全国社会福祉協議会『月刊福祉』88 (3), 2005, 18-21

注2) 大橋は、福祉教育を「学校教育における福祉教育」、「将来の社会福祉活動に従事する人間の専門的養成」としての「社会福祉教育」、「市民の社会福祉理解をどう深めるか」を主問題とする福祉教育の3つに類型化している。

大橋謙策 (1987)「福祉教育の類型と背景」一番ヶ瀬康子, 小川利夫, 木谷宣弘ほか編『福祉教育の理論と展開』光生館, 18-24。

注3) 内閣府防災情報のページ「過去の災害一覧」(<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h15/0801kyoukun/pdf/sankoshiryu.pdf>)

注4) NHK 神戸放送局ネット報道部「阪神・淡路大震災 20年アンケート」2015年1月 (<http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/hanshin20/hanshin20.pdf>)

注5) 1959年9月27日から11月30までの延人数で281,740人 その内訳は、消防団35,217人 (12.5%), 他都市5,108人 (1.8%), 学生・生徒116,574人 (41.4%), 一般市民117,394人 (41.7%), その他7,447人 (2.6%) であり、学生・生徒と一般市民で83.1%を占める。

名古屋市 (1960)『伊勢湾台風災害誌』, 271

注6) 日本福祉大学災害問題研究委員会 (1959)

「災害と社会福祉研究報告」『研究紀要』3, 日本福祉大学, 108-109

注7) 名古屋市全市の保護率11.50に対し, 南部5区では, 瑞穂14.81, 熱田11.85, 中川8.07, 港18.50, 南12.71である。

注8) この事件は次の文献などで紹介されている。いずみの会 (1979)『伊勢湾台風 その後二十年』123。

穴戸建夫 (2009)「序にかえて」『レンガの子ども』ひとなる書房, 3

注9) 浸水位と期間, 授業再開期日, 避難者数と避難所解散期日を含め, 名古屋市南区における小中学校の状況について, 次の文献でまとめられている (自費出版。名古屋市南区図書館所蔵)

小川金雄 (1991)『水と風と流木 伊勢湾台風記録集 名古屋市南区』

注10) 名古屋市南区弥次衛町に設立された臨時保育所における実践は次の文献に詳しい

原田壽美子, 河本ふじ江 (1962)『レンガの子ども ぶんなぐり保育の記録』光風社

河本ふじ江 (2009)『レンガの子ども』ひとなる書房。

注11) 10月5日に名古屋地方検察庁は災害につけこむ犯罪を積極的に起訴する方針を発表している

注12) 9月28日, 名古屋大学教養学部学生自治会に「名大教養学部災害対策委員会」が設けられたが, 市の配給体制が整ってくると学生大会を開催し, 学外救援活動の打ち切りを決定する。これをきっかけに市内各大学で連携する「被災学生を守る会」(10月13日)と, 名古屋市南区道德橋センターに集まり被災者救援に取り組んでいた学生で「泥の会」(10月15日)が結成される。「泥の会」は発足当時からセトルメント設立の方針を掲げていたヤジェセトルメントの前身である。会では資料を集め独自調査を行っていた。また最もひどく打撃を受けた人々が集まる仮設住宅では, 住民たちによる「被災者同盟」ができつつあり, かつ市有の養鶏場の空事務所があり拠点確保の条件が整っていたため, 名古屋市南区弥次衛町の応急仮設住宅を拠点に決定した。後に, ヤジェセトルメントは日本福祉大学の学生サークルとして引き継がれ, 現在も活動を継続させている。これとは別にキリスト教者によるセトルメントも伊勢湾台風の救援活動を期に設立され, 「名古屋キリスト教社会館」

として現存している

注13) いずみの会 (1979)『伊勢湾台風 その後二十年』127。

いずみの会が伊勢湾台風の救援活動に関わっていた経緯は, 次の文献にまとめられている

山本唯人 (2006)「伊勢湾台風といずみの会 再軍備下の大規模都市災害」『現代思想 第34巻第1号』青土社, 170-181

注14) いずみの会 (1979) 前掲書, 123

注15) いずみの会 (1979) 前掲書, 159

注16) いずみの会 (1979) 前掲書, 129

注17) いずみの会 (1979) 前掲書, 129-130

注18) いずみの会 (1979) 前掲書, 128

注19) いずみの会 (1979) 前掲書, 122

(2016年5月20日受付)

(2016年7月11日受理)